#### 26 鹿児島市との意見交換会

## I. 入札制度について

## 1、最低制限価格の設定について

- ①最低制限価格の導入について、市当局はどのように考えておられるのかをお聞かせ 下さい。
- ・契約課によると、「建設コンサルタント業務において、不当な低価格入札によるダンピング受 注等を防止し、業務成果品の品質低下を防ぐ目的から国、県の動向等を踏まえ、他の類似都 市の状況等を参考にしながら検討している。」とのことである。

### 2、その他

- ①制度の変更を検討される際は、業界の意見も聞いていただきたい。
- ・契約課によると、「これまで入札制度の見直しを行うにあたっては、関係団体からの意見もお 聞きしながら検討を行っており、今後も同様に対応していきたい。」とのことである。

# Ⅱ. 「契約約款」について

#### 1、「契約約款」の運用について

- ① 委託業務における数量変更について、契約変更に応じていただけないことがあります。 受注側としては、業務の性質上、設計変更は多分に生じるものと考えていますが、発 注側では設計変更について、どのようにお考えでしょうか教えてください。
- ・これまでも業務委託の内容に変更が生じた場合には、協議を行い、必要に応じて設計変更に より費用を計上するなど、適切に対応しており、今後も同様に対応したい。
- ・不明な点がある際には、ご質問頂ければ対応する。
- ② 設計内訳書が、発注部署や担当者によって、内容に差があります。同部署であるのに、内訳書のみの設計書もあれば、詳しく代価表まで添付しているものもあります。是非、後者のような設計内訳書に統一をお願いします。
- ・平成 24 年 4 月より、見積用閲覧書における業務内容の明確化に努めている。 入札に際し、不明な点等があれば、質疑応答書により問い合わせて頂きたい。
- ・代価表も含めた設計内訳書の公表については、鹿児島県の動向を見ながら検討したい。
- ・閲覧書で数量一式と記載され、内容が不明な場合には、業務内容の明確化のために質疑応答 書により確認して頂きたい。

- ③ 標準歩掛のない業務における見積について、見積書提出後に見積額や歩掛に対する修正を依頼されることがあります。それらは違算等による修正ではなく、予算とのすり合わせに結びつく不適切な指導とも受け取られます。本来の目的に沿った見積の運用をお願いします。
- ・見積条件の説明が不十分なため、修正等をお願いしたケースも見受けられることから、見積 をお願いする際には十分な説明を行うとともに、提出された見積書についても、適切に運用 するよう留意する。
- ④ 橋梁等の補修調査設計業務等において、調査用の足場(吊足場等)架設費の積算額が低く実状に合わないため、単価の改正をお願いします。また、橋面積が広い場合や多径間の場合等は全面積に架設するのではなく、部分的に架設(例:損傷等が著しい範囲)するなどの検討をお願いします。
- ・見積書による積算と標準歩掛による積算とが見受けられたため、今後は現場条件に則した足 場仮設費を計上するよう指導する。
- ⑤ 業務完了後に、工事対応等により発生する検討や追加業務について、適正な業務期間 と金額に基づく契約をお願いします。
- ・業務の履行確認後において、契約外の業務が発生することのないよう平成 22 年 3 月に文書により局内への指導を行っている。
- ・不適切なものがある場合には、まずは担当部署へ相談いただき、改善されない場合は、管理 課技術管理係へ個別に具体的に申し入れをして頂きたい。

## III. 用地測量について

## 1、用地測量の委託について

①用地測量は、公共測量に係る作業規定に定められた測量で、基本測量の成果や公共 測量成果を用いて行う測量として測量法に規定されています。

用地測量は道路拡張などに必要な土地買収計画を立案するための行政資料を作成する業務で、国土交通省に登録された測量業者のみが行うことができるとされています。

- ・用地取得業務を円滑に推進するためには、関係者との調整や分筆・登記を含め、適正かつ迅速 な事務処理を行う必要があるほか、長期におよぶ登記嘱託業務資料等のデータを継続的に管理 しなければならないことから、これら一連の業務については公益社団法人鹿児島県公共嘱託登 記土地家屋調査士協会へ委託している。ご理解を頂くようお願いしたい。
- ・用地測量業務は、職員が行う体制が整っておらず、登記完了までにかなり長い期間を要することもあるため、地積測量図作成から登記完了まで一連の作業の流れを(公社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会へ委託している。
- ・現在のコンサルタント業務は、各測量設計会社への委託であり、用地測量業務が長くかかった場合に、成果品が納められないばかりでなく、担当者が転職したときに過去の経緯がわからなくなり、用地交渉等に支障が生じることも懸念しているところであるが、課題としては承知するのでご理解いただきたい。

## IV. その他

### 1、業務評定点および業務表彰について

- ①品質の向上・技術者の育成のため、業務評定点の通知および業務表彰の実施を要望 します。
- ・工事検査課によると、「業務評定点の受注者への通知については、現在、対象業務や実施時期を含めて検討中であるが、測量設計業務表彰については、現在のところ予定していない。」 とのことである。